

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月8日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAM株式インデックスファンド225
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

第一部 【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(5) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年1月24日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

～ (略)

< 訂正後 >

(5) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年3月8日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

～ (略)

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

4 手数料等及び税金

< 訂正前 >

(1) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年1月24日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

～ (略)

< 訂正後 >

(1) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年3月8日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

～ (略)

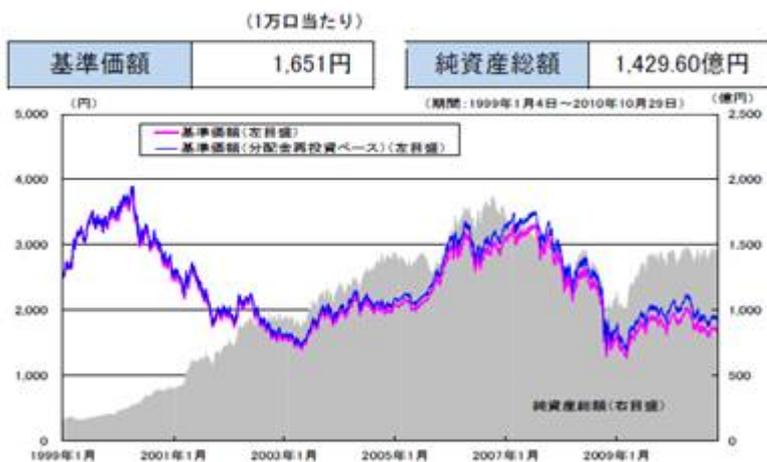
5 運用状況

<訂正前>

参考情報

(2010年10月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額（分配金再投資ベース）は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）

※基準価額（分配金再投資ベース）は、分配金（税引前）を再投資したもとして計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額（2,538円）に合わせて指数化しています。（以下同じ。）

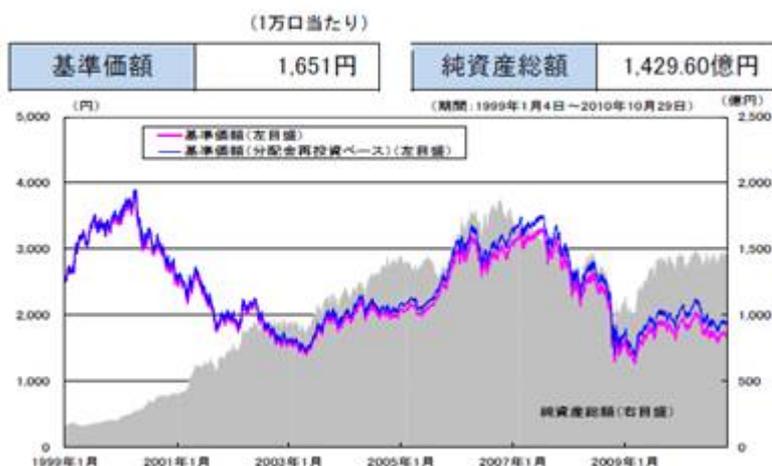
(以下略)

<訂正後>

参考情報

(2010年10月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額（分配金再投資ベース）は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）

※基準価額（分配金再投資ベース）は、分配金（税引前）を再投資したもとして計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額（2,538円）に合わせて指数化しています。（以下同じ。）

(以下略)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2010年10月	15円
2009年10月	25円
2008年10月	25円
2007年10月	15円
2006年10月	25円
設定来累計	2,145円
設定来：1985年10月25日以降	

第2 【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(5) その他

< 訂正前 >

～ （略）

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成23年2月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載
します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた
場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（略）

< 訂正後 >

～ （略）

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告
は、日本経済新聞に掲載します。

（略）